

## 医療観察法指定通院医療機関指定状況について

医療観察法第16条第2項に基づく指定通院医療機関の指定数は、平成21年3月1日現在で全国で330となっております。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
22	4	5	7	3	7	8	9
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
5	2	7	10	11	8	11	3
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
4	4	3	14	5	12	6	7
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
9	3	33	16	4	2	4	3
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
3	4	5	4	2	7	6	14
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
6	4	3	3	3	9	6	330

(平成21年3月1日現在)